



ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

Press Release

報道関係者 各位

平成28年12月14日

宮城労働局労働基準部監督課

監督課長 鈴木 聡

主任監察監督官 田村 聖

電話 022(299)8838

過重労働解消キャンペーンを実施しました

宮城労働局は、11月を過重労働解消キャンペーン期間として、過重労働や賃金不払残業の撲滅に向けた取組を次のとおり行いましたので、その結果についてお知らせします。

- 1 過重労働解消相談ダイヤル
- 2 ベストプラクティス企業訪問

過重労働解消相談ダイヤル

11月6日(日)全国8会場で一斉に実施されたものですが、当仙台会場(宮城労働局)では東北6県から57件の相談が寄せられました。

本年は労働者のみならずご家族からの相談が多くあり、業種は製造業、保健衛生業、商業、官公署と多岐にわたっています。

相談内容は、賃金不払残業、長時間労働・過重労働に関するものが多くなっています。

これら相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を積極的に行っています。

なお、今後も下記で相談を受け付けていますのでご利用ください。

- ・宮城労働局、各労働基準監督署 [平日]
- ・労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) [夜間・休日]
[電話番号] 0120-811-610 (無料)
[相談時間] 月・火・木・金 17:00~22:00
土・日 10:00~17:00

ベストプラクティス企業訪問

11月10日（木）尾形局長はじめ宮城労働局幹部6名が（株）一ノ蔵（ユースエール認定企業）を訪れ、鈴木社長をはじめ会社の幹部及び労働者の4名と労働時間短縮の取組について懇談した後、尾形局長は鈴木社長の案内の下会社を視察しました。

今回の取組は全国平均より労働時間が長い県内において、長時間労働を削減することに成功した事業場がどのような手法、活動によって結果を得られたのか、効果的実践事例を把握することを目的に、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行った優良企業を「ベストプラクティス企業」として訪問することとしたものです。

宮城労働局では、今回紹介したベストプラクティス企業の取組のみならず、これからもよい事例を収集し、県内企業に伝えることで、これをヒントに新たな取組を進める企業が増え、労働時間の短縮等働き方の改革が大きく進むことを期待するものです。

訪問（懇談）時の概要

懇談において、鈴木社長からはこの業界では製造部門の中に労働者を大切にするという風土が元もとある中で事業者の意識が形成され、事務部門も含め長時間労働も極力しないとのコンセンサスが形成されてきたとのお話があり、事業を長く継続する上で事業者の意識が重要であることが印象的であった。

経営トップの意向を踏まえ、中間管理的立場にある管理者が工夫して時間外労働の削減、休暇の取得促進のための方策を経営トップに進言すること、また、これを経営トップが積極的に受入れる等それぞれの立場にある管理者の職場改善に向けた意欲が重要であることが分かった。

具体的にはアニバーサリー休暇の創設、ジョブローテーションの取組などにより残業が一人に集中せず、各人が休暇を取得しやすくなったのであるが、これら取組は、単に時間外労働が減少し休暇が増加するだけでなく、仕事への意欲、能力を高めることにもつながっており、時間外労働の削減が人材育成、生産性の向上にもつながり、様々な仕事を経験し他の労働者の仕事を支援できることで結果的に会社のメリットにもなっている。

従業員も早く帰宅できることでプライベートの時間が充実し、若い社員からも意欲をもって仕事ができているとの発言があったほか、一人のひとに仕事が集中した場合の手伝いの依頼もしやすい雰囲気形成されていることは、良好な職場環境の構築が時間外労働の削減にもつながり、逆に労働時間の削減がますます良好な職場環境をもたらすことがうかがわれ大変重要であると感じられた。

【過重労働解消相談ダイヤルの概要】

相談件数 57件

- 1 相談者の属性（括弧内は相談件数に対する割合）

| | |
|--------|------------|
| 労働者 | 28件（49.1%） |
| 労働者の家族 | 23件（40.4%） |
| その他 | 6件（10.5%） |
- 2 主な事業場の業種（括弧内は相談件数に対する割合）

| | |
|-------|-----------|
| 製造業 | 8件（14.0%） |
| 保健衛生業 | 8件（14.0%） |
| 商業 | 6件（10.5%） |
| 官公署 | 6件（10.5%） |
- 3 主な相談内容（相談内容（複数回答）ごとに集計、括弧内は相談件数に対する割合）

| | |
|------------|------------|
| 賃金不払残業 | 32件（56.1%） |
| 長時間労働・過重労働 | 27件（47.4%） |
| パワハラ | 7件（12.3%） |
| 休日・休暇 | 6件（10.5%） |

【相談事例】

賃金不払残業

接客業

息子が飲食店で働いているが、毎日11:00～翌日3:00まで仕事をしており、休日が一ヶ月に3～4日しかない。残業手当はみなし残業として月額2～3万円しか支給されていない。

建設業

夫の勤務先では、採用当初から、「時間外手当はつかないよ」と言われていて、今まで時間外手当が出たことは無い。しかし、社長が多くの仕事を引き受けてくるため、毎日長時間労働になり、休日も取ることができない。今日も午前4時に帰ってきて寝たままで起きて来ないほどだ。過労死するのでは無いかと心配している。

官公署

息子が8:30～24:00まで勤務するが、上司が残業として認めず「できないのは自分のせいだ」と言われパワハラと過重労働で苦しんでおり、最近10キロ近く痩せたことも心配だ。

長時間労働・過重労働

製造業

震災後に水産加工業に入社した知人が、休日が週1日で、毎日朝5:00から夜10時まで立ち仕事で働きづめでいる。今まで健康診断すら1回も実施されていない。改善させることはできないか。

保健衛生業

息子が新規業務の立ち上げ担当として、毎日8:30～24:00まで働いている。業務が落ち着いてきても、古い考えの上司が帰らせてくれない。残業代は出ているらしいが、体を壊さないか心配している。

建設業

息子が4月に転勤になって、着工数の多い支店の現場監督をしているが、毎日深夜に帰宅する状態で、休日にも月に1日程しかない。人手不足らしいが、体が大丈夫か心配である。